

今堀日吉神社文書

(九)

仲村 研編

まえがき

今堀日吉神社文書の中には東京大学、京都大学の影写本に収録されていない文書があることをご存知ない研究者が意外に多い。

文書は近世文書が多く、私は先に若干の近世文書を紹介し、近世文書によって中世文書の中の未解決な点の理解が深められることを提言しておいた(「今堀日吉神社文書雑考」『蒲生野』第五号 昭和四十六年五月)。これら未整理の文書の中には若干の中世文書の写しがある。もちろん、その中には既整理文書の写しもあり、その限りで重複しているから、さして重要でないとも考えられるが、検地関係文書には未整理文書の中かなり重要なものもあり、このことも先に指摘しておいた(「近江国得珍保今堀郷の『惣』覚書」『社会科学』十一号 昭和四十五年一月)。

ところで中川泉三氏が大正十一年四月に編纂した『近江蒲生郡志』巻五に収録されている文書で影写本にないものがある。それは寛正五年(一四六四)七月十三日の佐々木亀寿(六角高頼)宛の室町幕府奉行人連署奉書である。この文書は京都大学影写本の整理番号では改拾式号の「保内商人ト横関商人ト商争文書」の中に入れらるべきものであるが、影写本作成前に何らかの理由で紛失したのであろうか、入れられていないのである。『郡志』ではこの文書の署判は花押が表示されているから原本であると考えられる。幸いこの文書の写しが未整理文書の中にあるので、これを機会に紹介しておきたい。

室町幕府奉行人連署奉書案(折紙)

根本中堂安居衆中申、「近江國横關御服本座」商人等、自往古、爲當堂」寄人、毎年捧安居結願」布施物處ニ、隣郷野川」

地下人構新儀立市云々、既依此儀、施物及還轉」間、安居結願可延引之条」太不可然、所詮、於野川」輩者、爲新儀者、向後」被停止畢、堅以此等之」次第、可被加下知、若無承」引者、尋搜張本、^族可令」罪科由、被仰下也、仍」執達如件、

寛正五

七月十三日

〔布施〕 在判
貞基
〔飯尾〕 在判
之種

〔六角高頼〕
さゝ木龜寿殿

またこれとは別に文龜二年(一五〇二)五月十一日の建部政所直秀書状(一〇〇号 改八号ノ七通)がある。この文書は折紙で冒頭の一行は「御服之座相論之」であるが、「御服」の右端に「イ」が記されている。私はこれを「切封アト」として、この文書紹介のおりはその旨を記しておいた。原本も京都大学影写本ともにそのようなになっている。ところが『郡志』巻五の八日市にかんする節で紹介されているこの文書は、「御服之座相論之」の前に「保内與横關愛知川」がある。とすればこの文書は影写本作成以前に折紙の端が何らかの理由で切断紛失したということになる。つ

まり第一行の「保」の「イ」を残して「呆」以外が消失したという事で「イ」を「切封アト」と表記したことは私の誤りであつた。

ともあれ、既整理文書の今堀日吉神社文書の中にはかつて存在した文書が既に一点なくなっており、また一点の文書も一部が切断消失していることが明らかになった。それにしても未整理文書の紹介が急がれるのである。

凡 例

一 文書番号は京都大学文学部国史研究室の影写本整理順序に従った。また文書名も同研究室の整理題名に従ったが一部異動したものもある。

一 字体は当該時代の異字・俗字等を出来る限り原形のままとしたが、正字に改めたものもある。なお「印」は改行を示すものである。

合

今堀 十八日
百分

大卅分

大卅分

大四十分

小四十分

三百分

半四十分

半四十分

小

一反

一反

一反半

半卅分

一反

三百分

神田
同

衛門二郎

藤内

介太郎

彦太郎後家

兵衛三郎

さ近五郎

道秀

新^{布施}殿

乾^{イヌイ}殿

さ衛門

さ近三郎

禪檀庵^{布施}

正法

兵衛

大

一反大

三百分

大

半

卅分

六十分

六十分

半

四十五分

大

大

小二十分

一反四十分

一反

半廿分

中村

西殿

庵室殿^{布施}

馬五郎^神

衛門四郎^神

今西^同

道秀

衛門二郎

正寶

さ近九郎

道秀

介太郎

左近

左近九郎

彦太郎

さ衛門

衛門二郎

今堀日吉神社文書 (九)

大	大	一反半	一反卅分	小二十分	四十分	半	一反廿分	二反	半	一反	百分	百分	廿分	一反	一反	
左衛門	左衛門	左近	道秀	道秀	左近	介太郎	左衛門	兵衛	道秀	庵室殿	衛門四郎	兵衛二郎	藤内	馬五郎	衛門二郎	
一反	大	大	三反六十分	三百分	一反	一反	半	一反半	半四十分	一反	一反	一反	一反六十分	大	一反六十分	
右近二郎	同	兵衛太郎	元方 <small>さ</small> 衛門 <small>さ</small>	元方 <small>さ</small> 衛門 <small>さ</small>	衛門	正法	テウフ源五郎	衛門四郎	兵衛三郎	道秀	元方	正法	道秀	元方 <small>邦</small>	正法 <small>實</small>	兵衛三郎

一反
一反六十分
一反
三百分
一反
三百分
四十五分
大
半
三百分
三百分
大
一反小
一反
三百分
一反六十分
百分

衛門
さ衛門
元方
介太郎
蛇溝惣
馬太郎
さ近四郎
介太郎
馬太郎
介太郎
弥二郎
今堀
さ近五郎
布施殿
兵衛
兵衛
兵衛
介太郎

百分
一反卅分
一反
半廿分
三分
四十五分
小
百分
百分
大卅分
一反小

〔參拾壹号〕

今ホリ
さ近五郎
さ衛門
蛇溝
孫二郎
孫二郎
孫二郎
さ衛門
孫二郎
同
衛門
介二郎
蛇溝
さ衛門
蛇溝
馬太郎
今堀
さ衛門

四七五 盛珍菜鳥賣券

賣渡進 菜畠私領新放券文事

合壹所數十八畔者 直錢拾貳貫文請取畢

三畔分六十文出
公方カチャ名四升二合サ、ケ 百卅文御フク 六文付子
七文ナスヒ 四十四文夫ニツ 定徳分一貫四百九十五文也

在蒲生郡徳珈保内八日市南在之

右件菜畠、元者盛珈相傳之私領也、雖然、依有直用要、永代藏林坊仁賣渡進處在地明白實正也、但本證文可進副候處見失候間、不副進候、若出帶輩者、商(盜)一人可爲者也、万一天下一同御徳政雖有、於此畠者、可有違乱煩者也、仍爲後證新放券文狀如件、

永享拾年十月三日 盛 珙 (花押)

賣渡進私領屋敷之賣

四七六 東若衛門屋敷賣券

合壹所者

但直錢二貫文請取畢
得分小并二斗之定請ツメ、ク方大并一并
惣エ入、道有庵の道おとれるへし、

在蒲生郡得珈保内今堀郷字 東ムラニ 有之

限四至 東衛門二郎作 西ルイ地道
南ルイ地 北ルイ地ホリ

右件之屋敷、元者雖爲若衛門知行、依有直用要、永代今堀郷仁賣渡進處在地実正明白也、然上者、相副雖經本證文進上者、後々代々、不可有違乱煩他妨者也、仍爲後日賣券狀如件、

天文十二年卯三月廿三日 東 若衛門 (略押)

四七七 明道田地賣券

うりわたす地田事(マ、)

合大廿分者 直錢四貫文請取了

四至 限東衛門二郎作 限西明道作
限南ミソ 限北かわ

在いまほりのやくしたうのまへ(字名)あたなをうか
とニあり、
(藥師堂)

右件地田、元者明道さうてんの^(相傳)しりやうなりといへとも、^(直)要^(用)あた「いようくあるニよて、ゑもん三郎」うりわたすところ在地明白^(文書類地)「實正也、本もんしよるいち」あるニよて、わたし申さす候、^(罪科)「万一このもんしよをもちて、いて」きたらん人ハ、さいくと候へく候、^(罪科)「仍爲後日沙汰狀如件、

應永十年十二月十一日 明道(略押)
未

四七八 永順等屋敷賣券

賣渡進私領屋敷之賣

合壹所者 但直錢二貫文請^(取畢)

在蒲生郡得珎保内今堀郷郷字^(東ムラニ有之)

限四至 東衛門二郎作 西ルイ地道
南ルイ地 北ルイ地ホリ

右件之屋敷、元者雖爲友雲庵知^(行)、依有直要用、永代

東 若衛門御手仁^(賣渡進處)、在地実正明白也、然上^(者)、雖經後々代々、不可有違乱煩^(他妨者也)、仍後日爲賣券狀如件、

天文十二年关三月五日 左衛門三郎(略押)
永 順(花押)
太郎左衛門(略押)

四七九 祖參島賣券

^(端裏書)

「いまほりな島 うりけん」

うりわたすな島の事^(葉)

合二せまち者^(畔) あたい七百也
本もんそニあり^(四こはうしハ)

右この島ちハ、^(布施禪壇)ふせせんたん^(庵)、^(先祖相傳)あんのせんそさうてんの^(私領)しりやうなりとゆへとも、^(要)ようく^(用)あるによて、いまほりやくしたうへうりわたす^(藥師堂)物なり、^(後)五く^(代)たい

くをふる」とゆうとも、(違亂 煩)いらんわつらいある」へから
す候、しせうのためにかく」のとし、本もんそ(支證)一つう(文書通)
そへ候、(應永)おうゑい廿年十一月二日 祖 參(花押)

四八〇 けいちん島賣券

(端裏書)

「布施のはゝとのけいちんの坊のうり」

進賣渡私領島地之事

合一所者 直錢三百文榷請取了

在得珍保内木戸口伊勢路北之

四至 限東又二郎作 限南又二郎作
限西ハスミ也 限北柴原孫太郎作

右件島地、元者布施はゝより」ゆつりうるけいちん先祖
相傳の私領也、「雖然、依有直要用、今堀の馬四郎との
か」手ニ、永代うりはたしたてまつ者也、(る脱)「本證文あい
そへく候へ共、類地候間、」そへさる者也、仍他違亂

煩あるましく」候者也、仍爲後日龜鏡證文狀如件、

應永廿七年十一月廿日

けいちん(花押)

四八一 刑部太郎菜島賣券

賣渡進菜島一せまち者

但直錢壹貫文請取畢

カチンハ茶屋舛八舛定

(四至) 東奥左衛門サク 西キトワキ
サク

南道定 北宮内サク

在浦生上郡得珍保あさなしんまいなうにこれあり、

右件菜島者、先そ相傳之(刑)形(知)「太郎他行雖爲、直用
要」依有、永代左衛門二郎ま仁賣」渡進處也、然上者、後
こ代こふると」いふとも、此下地おいてハ、違亂」煩有
へからす候、仍爲後日」賣けんの狀如件、

天文五年七月廿一日

形(刑)「太郎(花押)

四八二 孫六郎等私領賣券

(端裏書)

「なかたのせうもん 三分 六郎」
うりわたすしんはうけんもんの事

合參百分 あたいの米伍石伍斗

右柴原郷中あたななかた、しと東をかきる」けん内つく

り、南みそをかきる、西道祐つくりを」かきる、北八道

金つくりをかきる、しかりといゑとも、「六郎のせんそ

相傳) (私領) さうてんのしりやうなりといゑとも、「あたひようく

あるに仍、本せうもんありと」いゑとも、るい地有に仍、

そへ為進候、真けんもん」を本として、性親房のてに永

永たいをかきりり、「うりわたし奉所さいち明白、後ミ

たいくをふる」といゑとも、たのさまたけ不可有、仍

爲後日」せうもん狀如件、

應安元年丙十二月十一日

道 金 (略押)
まこ六郎 (略押)

(裏文書)

「しんるいの中より外へゆつるへからす候物也、ほうけん

あんのおんりやう也、」

四八三 塚塚道佛田地賣券

(端裏書)

「小法師ツカノ佛道證文 夏田寄進」

賣渡進私領田地新放券文事

合百五十分者 但直錢貳貫文請取了

在得珍保内字幸谷

四至限、東馬太郎作、南八山、西八道性作、北八道性作、

右件田地、元者小法師ツカノ佛道先祖相」傳之私領也、

雖而、依有直用要、今堀」馬太郎仁所賣渡進在地明白実

正也、」吏雖經後ミ代ミ、全不可有他妨、若違乱」わツラ

イノトキハ、時本米仁可請返進者也、」仍爲後日沙汰證

文之狀如件、

但二斗四升五合内本所當二斗、今堀神田」四升五合ハ井

新、

(應) 廣永十五年十二月三日 地主小法師、道佛、(略押)

「合百五十分者」ノ裏面ニ「十禱 夏用」ノ裏書アリ。

四八四 孫三郎等畠賣券

(端裏書)

「こまいし分

いまほりの孫三郎文書 三斗かちし」

賣渡 畠地新放券文事

但屋敷分也

合大者 直米一石五斗請取畢

(蒲) 菰生郡在得珍保いまほりの郷内字つく田ニ

四至 東限助五郎田 南限道
西限孫次郎畠 北限彦太郎畠

右件畠者、雖爲いまほりの孫三郎相「傳之私領、依有直用」、柴原西村又五」郎殿ニ永代所賣渡在地明白」也、本證文二通相副進候上者、雖「經後々代々、不可有他妨者也、仍爲」後日沙汰證文狀如件、

應安五年十二月廿九日

孫三郎 (略押)

平内 (略押)

四八五 長義等畠賣券

(端裏書)

「此内一段者百失左近付西知行也」

賣渡進畠地之事

合貳段者

直米參石七斗付とり代五貫四百文

在得珍保内今堀大將車東ニ之

四至限 東ハ 南ハ伊せ道定
西ハ馬太郎作定 北ハ正衡作定

右件畠地、元者布施あいよ先祖相傳畠」也、雖然、依有代要用、石塔寺竹林坊ニ〇永代」賣渡處在地明白也、本證文(相副)あひそふへしと」いゑとも、るい地あるによて、そへ進し候あたはず候、いつくに」出來とも、其のはつらいあるへからざる者也、若天下」一同のごとくせひたりと(徳政)ゆふとも、其煩あるへ」からず、後々代々をふるとも、わつらいあるへからず、仍」爲後日新放券文狀如件、

應永廿一年三月八日 長義 (花押)

あいよ (略押)

四八六 衛門太郎畠賣券

賣渡進 私領畠地之事

合一段小卅分者 但直錢貳貫五百文請取了

在補生上郡得瑛保内(備)今在家之南在之

四至 限東大道 限南蛇溝左近五郎作
限西源三郎太郎作 限北佐々木道

右件畠之元者、衛門太郎相傳雖私領也、依「有直要用、

永代賣渡進(在)所有地」明白矣正也、但本證文二通副進

候者也、」雖後々代々經、更以他妨違乱煩不可」有者也、

仍爲向後龜鏡證文狀如件、

永享七年乙卯四月一日 衛門太郎 (花押)
コウタウ

万一天下一同之雖御德政在他妨不可有者也、

四八七 左衛門太郎田地賣券

賣渡進私領田土之事

合三百步者畠ニそひ、一段 綿四枚半
德分小一石

在補生郡德瑛保内今堀郷字長田在之(備)

四至限 東中左衛門太郎 西形(別部)左衛門
北長泉庵 南溝定

右件田土、元者德瑛保今堀郷中左衛門太郎」先祖相傳之

私領也、雖然、依有直用」要候、今堀之惣直錢十貫文ニ、

永代賣渡」進處在土実正明白也、然上者、本證文」三通

相そへ進處事実也、然上者、雖經」後々代々、他違乱煩

不可有者也、仍賣」券狀如件、

永正七年庚午六月九日 左衛門太郎 (略押)
中

今堀之惣へまいる

四八八 今堀二郎衛門菜地賣券

賣渡進私領菜地之事

合壹畔者 但直錢陸百文請取畢

在補生上郡得瑛保之内今堀郷字東村」之前仁之(備)
上米五拾文灯呂田惣分へ出候也

得分五疋大升定

四至限 東松石後家作 南福泉庵作
(極力) 西桶詰馬太郎作 北路

右件私領菜地、元者今堀二郎衛門「買德知行也、雖然、依有直要用、」永代無着庵慶藏主御手仁令沽却」処在地實正明鏡也、本證文一通相」副進上者、雖經後々代々子々孫々、「於此菜地者、不可有違乱煩他妨」者也、仍爲後日支證新放券文」狀如件、

享祿元年 戊子十二月十五日 今堀妙心

二郎衛門 (略押)

四八九 小脇永久畠賣券案

賣渡進 私領畠田地事

合大廿步者 直錢肆貫文請取了

四至者 有本證文

右件畠、元ハ小脇永久相傳私領也、」雖然、依有直要用、今堀介太郎」手ニ永代賣渡進所實正也、雖」後々代々經、

不可有全他妨者也、「仍爲後日沙汰證狀如件、

永享十二年二月二日

直本證文四つう在 (通)

四九〇 蛇溝右馬太郎菜畠賣券

(端裏書)

「此内道場一畔寄進」

(符箋)

「此内十畔道場寄進申候」

(端裏書)

三十二年十月三十三日

賣渡進 菜畠事

合貳畔半者 但直錢參貫請取畢 文

在所ハ蛇溝ノ前

四至 限南神主殿畠 限西南殿畠
限東さ近太郎畠 限北神主殿畠

得分三斗之内一升五合公方

右件畠地、元者右馬太郎先祖相」傳私領、雖然、依有要用、了蜜坊ニ」賣渡進處實正明白也、但彼地者、」漸々ニ

本錢ヲ沙汰仕可請歸者也、^(返)「其時不可及異儀者也、更不可有」他妨者也、仍爲後日沙汰放券之」狀如件、

應永三十三年^{丙午}十二月十日

蛇溝

右馬太郎 (略押)

四九一 今堀兵衛三郎等畠賣券

^(端裏書)

「東道泉賣券」

賣渡進 私領畠地事

合壹段半者 直錢六貫五百文捲請取畢

^(蒲)在補生郡得珍保内蛇溝郷 南之

四至限 東河定 南河定
西大道定 北神主作定

右件畠地者、今堀道泉先祖相傳私領也、「雖然、依有直要用、今堀左衛門手ニ永代所賣度」^(渡)進在地明白夷正也、^(乱煩)但有此地違頤時者、本物ニ可」被請反者也、本證文一通相

副者也、若又雖爲天下」一同得政不可有煩者也、但道泉死去後、依有要」子細、子息兵衛三郎・馬五郎賣者也、縱雖經後之」代、全不可有他妨者也、仍爲後日龜鏡證文」狀如件、

永享二年正月廿四日

今堀東村

兵衛三郎 (略押)
馬五郎 (略押)

四九二 盛秀菜畠賣券

賣渡進菜畠新放券文事

合壹所數十八畔者 直錢七貫伍百文請取畢

公方本證文在之

^(蒲)在補生郡得珍保内八日市南在之

四至限 東輪光坊畠 西輪光坊畠
南ホタ 北中ホソミチ

右件菜畠、元者盛秀相傳之私領」也、雖然、依有直用要、

永代右近二郎」左近仁賣渡進處実正也、但本證」文副進上者、不可有其煩者也、「万一天下一同御德政雖有、於此島」者、可有違乱煩者也、仍爲後證文」狀如件、

文明貳年十月廿二日

盛秀(花押)

四九三 兵衛三郎島賣券

(端裏卷)

「寄進 眞乘坊」

沽却進 私領島之事

合拾畔者

直錢捌貫伍百文請取畢、但此地ノ内ヨリ就南、西大道エ道アリ

(蒲) 在禰生郡得玆保字今堀ノ郷里北在之

限四至 東惣林定 南惣ノ森定 西類地 北道ヲ定

右件島、元者兵衛三郎雖爲先祖」相傳私領、依有直要用、眞乘坊手仁」限永代令沽却處、在地實正明鏡」也、但本證文一通相副畢、然上者、雖」經後之代、不可有違乱煩者也、仍」向後龜鏡沽券之狀如件、

文明十四年壬寅十二月廿九日

兵衛三良(略押)

四九四 今堀左近尉島賣券

賣渡進先祖相傳島地新放券文事

合大者 直錢八百文請取之

在得玆保今堀郷内字辰太郎名也

四至限 東西阿弥島 南左近二郎島 西市路 北孫三郎島也

右件島地、元者左近三郎左近先祖相」傳私領也、依有然直要用、今堀右馬次」郎殿仁永代賣渡進所在地明白実正」也、本證文一通相副、雖經後之代、他煩不」有可候、若万一妨出來時者、本物一倍結解」可請返申候、仍爲後日證文狀如件、

至德三年卯月廿九日

今堀之 左近尉(花押)

四九五 光重畠相博狀

替進 畠之事

合壹段者 新足參百文取申、永代」所替進明白也、

在補生郡得瑠保内今堀郷神田畠也

四至 限東とうさう太郎入道作 限南林
限西市若作 限北大道

右件畠、元者中村先祖相傳之私領也、「雖然、今堀之庸

一女下地ニ永代替進所」在地明白實正也、但此畠ニ違乱

煩時者、」如本智行すへき者也、仍替狀如件、

永享五年三月十二日 光重 (花押)

四九六 蛇溝左近太郎畠賣券

(端裏書)

「左近太郎賣券」

賣渡進私畠地之事 (領脱カ)

合半三十分者 直錢七百文請取畢

(蒲) 在補生郡得瑠保蛇溝郷宮後カナハシ
ラ下地
ソエ

四至 東ハ左近二郎作定 西ハ又太郎衛門作定
南ハ衛門太郎作定 北ハ東ノ源二郎作

右件畠地之元者、雖爲蛇溝左近太郎」先祖相傳私領、依

有直用要、今堀」(茶屋カ)ちや庸女手仁賣進所在地明白實」正也、

但本證文ハ引失依、副進アタワス、「若後々代々雖經、

他妨不可有違」乱煩者也、仍後日沙汰爲證文」狀如件、

長祿二年丙辰六月廿一日

蛇溝左近太郎 (略押)

四九七 布施内方畠賣券

賣渡進 私領畠地事

合半者 代米一石一斗二升五合請取畢

在蒲生郡得瑠保今堀郷宮東神畠也

右件畠地、元者布施内方買得」相傳私領也、雖然、依有

要用、常^(成)願寺之相模殿御手仁永代所」賣渡進在地明白也、本證文」一通副進候、仍新放券文狀如件、

明德參年二月十八日

布施内方(花押)

四九八 さこの四郎菜島寄進狀

(端裏書)

「きしやう さこの四郎」

まうし候きしやうこと^(起請事)

合はのはた^(な) やくしほとけに^(薬師佛) なかくきし申候、さて

わさこの四郎の^(左近) てちさうてまうせとも、やくしほとけ

に^(在) まいらんせ候、さてわたれ^(誰々) 申候とも、「いらん

わ^(煩) っらいあるましく候、^(在地明白)「さいしめいはくなり、よて五

日^(沙汰) のさたのたへ、^(起請狀) きしやうしやう^(件) くだの五とし、

おうわん^(應安) 八年

さこの四郎(略押)

「合はのはた」ノ左ニ「さう也」、右ニ「神樂島證文」ノ裏書アリ。

四九九 兵衛四郎田地賣券

賣渡進 私領田地新放券事

合壹所者 公方ハ徳^(分カ) 貳斗

在^(蒲) 在籍生郡得珠保内柴原郷内字山路西

四至 限東ミソ 南ミソ 北馬次郎作 西二良さへもん作

右件田地者、元者兵衛四良先祖相傳之私領^{ナリトエテトモ} 依有要用、

直米貳石伍斗^(刑部) 七形D次良手仁、「限永代賣渡進處実正明白

也、後々代々ふると」ゆふ共、不可有違乱煩者也、但本

證文雖可相副、「依引失、不能副進、若本證文号出來人」

在之者、盗人可處罪科者也、仍爲後日」本文書之狀如件、

文正元年^{丙霜} 月日 柴原西村 兵衛四郎(花押)

五〇〇 柴原善音田地賣券

(端裏書)

「地福寺如法經書文 佛眞ノ方ニ出畢
四斗得分」

賣渡進先祖相傳私領田地事

合九十步者 但畠地也
在いまほりの郷内大垣内

四至

限東ハ大道 限南ハツシとの作
限西ハ平内作 限北ハかわを
(圖師殿)

右件田地、元者善音先祖相傳私領」也、而然雖、依有直
要用、七郎手仁參石」仁限永代所賣渡進在地明白也、更
以」後々代々輕雖、他違乱煩有不可者也、」仍爲後日沙
汰證文狀如件、

康歷元年十月廿五日

柴原善音 (花押)

(與筆)

「文書ヲ作ヘケレトモ、佃ト云テ讓テ、本書文ヲホコ畢、
此下地者、佛眞方ノ負物仁出所之下地也、妙運坊与
同奉行スト云トモ、負物ニヨリテ、如此書ラク所也、

七郎 (略押)

鏡江雲僻沙汰ニアリテ出挙方賣畢、

應永十一年甲申正月十一日

奉行 長尊 (花押)

五〇一 蛇溝孫三郎田地賣券

(端裏書)

「孫三郎證文」

賣渡進 田地新放券文事

合半三十步者 又并新下地前別在可出一升
但直米貳石貳斗五升」請取了

在得玆保柴原郷之内字講カ谷在之新田也

四至

限東提 限南溝
限西右馬太郎作 限北溝
(堤)

右件田地、元者溝孫三郎先祖相轉之私領也、」雖然、依
有直要用、今ほりの形尸二郎ニ水」代賣渡處在地明白也、
若天下一同之」ことくせいき候とも、この田ニをき候て、
後々」代々いへとも、他のわつらい有可不、」仍證文狀
如件、

應永十七年十二月廿五日

蛇溝孫三郎 (略押)

五〇二 今堀左近四郎畠賣券案

案文

賣渡進私領畠地事

合半者 代米七斗五升請取了

在得琛保今堀宮東路副神畠

四至限

東河南類地

西路北小脇地

右件畠地者、今堀左近四郎相傳雖「地也、依有用要、布

施御内方永代」賣渡進所在地明白也、更々雖「經後々代

々、不可有違乱煩者」也、仍賣券狀如件、

明德貳年三月十四日

在判

今堀左近四郎

五〇三 貞朝田地賣券

賣渡 私領田地之事

合大卅分者

但直錢四貫文請取了
定得分四斗也

在蒲生郡得琛保之内柴原郷今堀之西横道之上之

四至限

東今堀兵衛三郎作 西樂原さへもん作

南樂原さへもん作 北今堀さへもん作

右件田地、元者布施方先祖相傳之私領一也、雖然、依有直

要用、限永代今堀東ノ右馬仁」賣渡處在地明白実正也、

本證文雖可「相副、依有類地、本文證之裏ヲワリ」了、

然上者、雖輕後々代々、他妨違乱「煩之儀不可有者也、

仍爲後日」文書之狀如件、

文明十四年十月廿九日

貞朝 (花押)

五〇四 東馬畠賣券

(鑑裏書)

「今堀馬うりけん」

賣渡進畠地新開之事

合半參拾伍分者 直錢伍貫文」請取畢

公方年賣御フクノ事、わたニマイ」可有、此外壹斗者、二
十五三昧可弁者也、

在得琛保今堀郷之内 字小竹原

四至 限東藤さ衛門作 南類地

限西者弥次郎作 北者兵衛三郎作

右件田地者、今堀郷雖東馬先祖相傳之「私領也、直要用
依有、宗秀之御手ニ」永代賣渡所進實正明白也、雖本證
文「有、依引失、不進副者也、万一若本證文出來之」輩
者、可爲盜人也、仍後日證文如件、

文明十貳年庚子二月十日 今堀之 東馬(略押)

五〇五 永眞島賣券

(端裏書)

「西菴居屋敷後ノ森ノ分 公方今堀神島也」

永代 賣渡進私領島之事

合壹段者

在得玆保今堀郷内 字黒北ウラ在之

四至限 東惣堀定 南同地定

西今堀惣堀 北今堀左近三郎左近作定

右件島、元者永眞先祖相傳之私領、雖然、依有直要用、

「本證文一通相副、賣渡進處在地明」白実
正也、雖經後之代々、不可有違乱」煩他妨、仍爲後日沙
汰新放券狀如件、

寛正元年かのへ十二月十五日 永眞(花押)

五〇六 右馬太郎島避狀

去渡進私領島地事

合小參十七步者

在得玆保今堀郷内東裏橋爪南」自河東付壹段五十分

内東付小卅七分也

右子細者、彼白地元者、死去後、親父源内」雖讓得、彼

若女爲并訪、依及違乱、以在」地口入相互和談之間、壹段

五十分内小卅七分」去申上者、更不可有子細、仍爲後日」

去狀如件、

應安四年辛潤三月廿一日 右馬太郎(略押)

五〇七 助衛門尉田地賣券

今在家南有是

賣渡進私領田地之事

四至

限東大道 南限蛇溝左近太郎
西源三太郎畠 北大道限

合大卅分者

但直錢參貫文請取畢
小辨 得分三斗之定

在蒲生上郡得珍保之内今掘郷字「大將軍ノ前」有之

限四至

東道 鳴林
西二郎左衛門尉 北河 南新左衛門尉作

賣券狀如件、

永享五年十二月廿六日

衛門三郎(略押)

右件之田地之元者、雖爲助衛門尉先「祖相傳之私領、依有直用要、永」代今掘惣へ賣渡進處在地実正「明白也、然上者、雖經後々代々、不可」有違乱煩他妨者也、仍爲後日賣」券之狀如件、

五〇九 後家正珍屋敷讓狀

天文十六年丁十一月廿九日 助衛門尉(略押)

(端裏書)

「兵衛三郎分」

譲与勝分帳之事

五〇八 衛門三郎畠賣券

合拾畔者

賣渡 畠地之事

合一反小卅分

代肆貫文請取了

在(蒲)蒲生上郡得珍保内字今掘里北之

限四至

東ハ惣林定 南ハ惣森定
西ハ類地 北 道定

右件屋敷、元者雖爲道久後家分、「兵衛三郎限永代讓与
所在地明白」實正也、此上者、若雖經後々代々、更「不
可有他妨違乱煩者也、仍爲後日之」沙汰讓与之狀如件、

文明九年丁十一月四日
西

道久後家 正珍 (花押)

五一〇 衛門島賣券

(端裏書)

「一反 神田島

いまほりゑもんかうりけん とくふん二斗五升」

賣渡進私領島地新放券文事

合壹段者 直米壹石五斗」權請取了

得分貳斗五升

限東類地

限南屋敷掘定

四至

限西左近三郎作

限西北阿弥作定

(薄) 在補生上郡得珍保内今掘郷内字神田

右件島地、元者衛門先祖相傳之」私領也、雖然、依有直

要用、野」邊左衛門二郎永代沽却進所在地明白」實正
也、更雖經後々代々、不可」他妨者也、仍爲後日支證龜
鏡」之狀如件、

明德參年二月六日

衛門 (略押)

五一一 衛門三郎等田地賣券

(端裏書)

「いまほりた大廿分とくふん八斗 みそのますまるとかき」

賣渡進私領田地之事

合大廿分者 但直代參貫八百文請取了

在得珍保内今ほり社前在之

四至 限東在間坊作 限西彦二郎作
限南 溝 限北今ほり川

毎年得分八斗御蘭舛斗カキ也、公事米廿五文、公方二斗三
升、」三年一度之濱下、作シキ可沙汰物也、

右件田地之元者、衛門三郎先祖相傳之私」領也、雖然、
依有直要用、幸福庵常住」限永代賣渡進處在地明白実正

也、但「本證文二通相副了、若是下地違乱煩」出來之時者、本物仁五把加利分買返、見合」之高質物可被取進者也、後之代之雖經、不可有他之妨者也、仍爲後日沙汰之證文」之狀如件、

應永十四年丁十一月十日

衛門三郎(略押)

同母(略押)

五二二 河井賴慶等田地賣券

沽却 私領田地之事

合一段者 但直代伍貫文 壹貫貳百五十文重請取也

(浦) 在菴生郡得瑛保内今堀郷内字東南之

四至限

東限助作 西左衛門三郎(作)
南溝定 北左衛門(作)

右件田地、元者河井成願寺領」也、雖然、依有要用、蛇溝兵衛仁」永代賣渡處實正明白也、雖經」後之代、不可有他妨者也、仍「賣券狀如件、

文明二年庚寅十月 日

河井上房 賴慶(花押)
河井 康慶(花押)

五二三 知光畠賣券

賣渡進 私領畠地之新放券文事

合壹段小卅分者 但直錢貳貫八百文請一取了

(浦) 字菴生上郡得瑛保今在家郷内南副仁在之

四至

限東大道 限南蛇溝ノ左近五郎作
限西源三太郎作 限北佐々木道

右件畠地之元者、公文殿相傳雖私領也、依有直要用、永代賣渡進所在」地明白實正也、但本證文壹通相副者也、雖後之代之經、更以妨違乱煩不可有者也、一万一彼御下地之妨出來之時者、本物ニ加」限有利分、可請返者也、仍爲向後龜」鏡證文狀如件、

永享七年乙卯二月廿四日

知光(花押)

五一四 泉介畠賣券

賣渡進私領畠地新放券文事

合壹段者 直錢六百文憊請」取了

在蒲生上郡得珍保内今堀郷

四至 限東大道 限西々阿弥作定
北々山大道 南々右馬允作定

右件畠地、元者泉介賣得相傳」私領也、雖然、依有直要用、右」衛門三郎仁限永代賣渡進」在地明白実正也、更雖經」後々代々、不可有他妨之者也、」仍爲後日支證龜鏡之狀如斯、

至德二年乙丑五月十日

泉介(略押)

五一五 西村又五郎田地賣券

(端裏書)

「ひまごころ」

賣渡進私領田地新放券文事

合畠田大者 但直米參右請取畢

在得珍保いまほりの郷内字ツク田

四至 東限五郎太郎作 限南道定
限西本姓作 限北二郎太郎作

右件田地、元者又五郎せんそさうての私領也、」しかるといゑとも、あたひよみあるニよて、く内殿のてニ」限永代なかく可賣渡進ところし正也、但本書」文ハ一ツあ(ぬ脱)いそゑおわ、さうにもて後々代々ふる」とも、不可有他妨者也、仍爲後日沙汰」書文狀如件、

應永九年ミツノ五十二月十三日

西村 又五郎(花押)

五一六 竹林房成祐畠賣券

賣渡進畠之事

合一所者 直錢壹貫三百文

(蒲) 在蒲生郡得珍保内字今堀いはの向」在之

在件